

青森市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の 一部を改正する条例の制定について

1 概要

青森市議会議員の選挙に関し、ビラの作成について公営^{*}化を図る等のため、「青森市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例」を改正しようとするもの

※公営＝国又は地方公共団体がその費用を負担して候補者の選挙運動を行い若しくは選挙を行うに当たり便宜を供与し、又は候補者の選挙運動の費用を負担すること。

2 根拠法令

(1) 改正公職選挙法：平成 31 年 3 月 1 日施行

区分	改正前	法改正の趣旨 <候補者の政策等を有権者が知る機会の拡充>	改正後
	ビラの頒布・条例による公営化		ビラの頒布・条例による公営化
市議会議員	×	➡	○ (4,000 枚)
市長	○ (16,000 枚)		○ (16,000 枚)

(2) 改正公職選挙法施行令：平成 28 年 4 月 8 日施行

選挙運動用ビラの公営限度額の引上げ：7 円 30 銭 ⇒ 7 円 51 銭

3 改正内容

(1) 市議会議員の選挙におけるビラの作成の公営化

市議会議員の選挙において、選挙運動のために使用するビラの作成費用について、公営化しようとするもの

(2) 選挙運動用ビラの作成の公費負担額の引上げ

市長選挙及び市議会議員の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に要する経費に係る単価を引上げしようとするもの

改正後	改正前
青森市議会議員及び青森市長の選挙における候補者は……ビラを無料で作成することができる。	青森市長の選挙における候補者は……ビラを無料で作成することができる。
ビラ1枚当たりの作成単価7円51銭	ビラ1枚当たりの作成単価7円30銭

4 候補者一人当たり公費負担の限度額

7 円 51 銭×4,000 枚＝30,040 円

5 施行期日

公布の日から施行